



令和4年度共同募金(令和5年事業使用分) 県域社会福祉団体支援助成事業実施要領

社会福祉法人青森県共同募金会

1 目的

県域で活動する社会福祉団体等による「広域での福祉課題の解決に向けた活動」に必要な事業経費の支援を行うことにより、県全域の社会福祉事業の活性化を図る。

2 助成対象及び助成額

(1) 助成対象団体

県広域で活動する社会福祉法人・団体及び県更生保護協会

(2) 助成対象事業

ア 団体が独自に行う「地域福祉の推進を図ることを目的とした事業」のうち、共同募金助成金を主たる財源として実施する事業(福祉の専門性を高める研修、地域課題解決事業等)

イ 東北ブロック大会及び全国大会等の主催に伴う事業

(3) 助成額及び助成率

ア 予算枠1,000万円の範囲内で助成する。なお、申請額は万円単位とする。
イ 助成額は(ア)から(ウ)に定める金額の範囲内とし、1事業につき総事業費の75%以内とする。

(ア) 1団体あたり1事業50万円以内

(イ) 東北ブロック大会及び全国大会等開催事業は60万円以内

(ウ) 青森県社会福祉大会開催事業は90万円以内

ウ 助成申請は1法人(団体)につき5事業までとする。

エ 他からの補助がある場合は、その補助額を総事業費から減じて算出する。

オ その他、団体の運営状況等を考慮し、助成額を決定する。

3 助成対象外事業・団体について

次に該当する事業・団体は、共同募金の助成対象外とする。

- (1) 他団体又は下部組織が主体となって実施される事業、もしくはそれら団体等への運営費補助と認められる事業
- (2) 国又は地方公共団体の責任に属すると認められる事業
- (3) 会員、構成員等同士の親睦のみを目的とした事業
- (4) 申請団体の組織運営及び事務管理に係る経費
- (5) 全国大会や研修会等への参加に係る経費
- (6) 飲食経費(福祉サービス利用者に提供するものは除く)
- (7) 宿泊経費(宿泊体験を主たる目的とする事業は除く)
- (8) 機関誌又は広報誌等発行事業に係る直接経費(印刷製本費・送料)以外の経費

4 募集期間

令和4年4月18日（月）～6月10日（金）

5 助成の手続き

(1) 申請書の受付及び提出書類

助成金の交付を受けようとする団体については、次の書類を市町村共同募金委員会に提出するものとする。ただし、県民福祉プラザ内の県域団体については、本会に提出するものとする。

ア 共同募金助成申請書（様式第1号）

イ 助成申請事業の概要（別紙_Aの3）

ウ 当該年度事業計画書・収支予算書

エ 前年度事業報告書・収支決算書

オ 実施事業の見積書、製品カタログ等

カ その他本会が特に必要とする関係書類

※申請書（ア及びイ）は、ホームページからダウンロードできます。

（http://akaihane-aomori.or.jp/subsidy/subsidy_akaihane.html）

(2) 助成決定

助成決定については、申請内容を審査のうえ、助成計画に基づき、令和5年3月開催の理事会及び評議員会において助成の可否及び助成額を決定した後、申請した団体に通知する。また、助成金の交付については、助成決定通知の後に交付する。

(3) 完了報告

助成事業が完了したときは、「社会福祉法人青森県共同募金会助成要綱」第13条に基づき、事業完了報告書（様式第3号）を本会に提出すること。

6 留意事項

(1) 事業予算枠を超える助成申請があった場合は、助成申請団体の財務状況等を勘案して、財務規模の小さい団体を優先する場合がある。

(2) 募金総額と申請総額の調整等により、助成率が下がる場合がある。

(3) 継続性のある事業に対する助成については、その事業の効果・成果測定を実施のうえ、3年に一度見直しをする。

(4) 助成申請者は必要に応じて、配分委員会開催時に申請事業の内容を説明しなければならない。

(5) その他、本要領に定めのない事項については、「社会福祉法人青森県共同募金会助成要綱」によるものとする。

附則

この要領は令和4年4月1日より施行する。